

米州機構

米州人権委員会

決議第1/08号

米州における自由を剥奪された者の保護に関する原則及び最良慣行

甲A100の1 1～2頁赤線部分

米州人権委員会は、・・・

以下の国際文書に明記された原則及び規定、すなわち、...市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）・・・並びに非拘禁措置に関する国連最低基準規則（東京ルールズ）・・・を適切に考慮し、・・・

米州における自由を剥奪された者の保護に関する以下の原則及び最良慣行を採択する。

2008年3月13日、ワシントンD.C.所在の米州人権委員会本部において作成し、署名された。

甲A100の1 4～5頁赤線部分

原則III

身体的自由

4. 自由の剥奪に代わる又は代替する措置

米州機構の加盟国は、この分野に関する国際人権基準を十分に考慮しつつ、身体的自由の剥奪に代わる又はこれに代替する一連の措置を、法律により確立しなければならない。